

所得控除 (申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」に記入)

所得控除の種類	所得控除の要件(内容)及び必要書類	控除額																																																						
社会保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を支払った場合 ○領収書・証明書等が必要 (国民年金・国民年金基金は証明書)	支払額の合計額 ※配偶者等の特別徴収(年金天引きにより納付した)分は除く																																																						
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金・確定拠出年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金等 ○証明書等が必要	支払額の合計額																																																						
生命保険料控除	本人又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料を支払った場合 ○証明書が必要																																																							
	新契約(平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料)の場合	(支払った各保険料) 12,000円以下…………… 支払った保険料の金額 12,001円～32,000円… 支払った保険料×1/2+6,000円 32,001円～56,000円… 支払った保険料×1/4+14,000円 56,001円～…………… 一律28,000円																																																						
	旧契約(平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料及び個人年金保険料)の場合	(支払った各保険料) 15,000円以下…………… 支払った保険料の金額 15,001円～40,000円… 支払った保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円… 支払った保険料×1/4+17,500円 70,001円～…………… 一律35,000円																																																						
	一般生命保険料と個人年金保険料に関して新契約と旧契約の両方に加入している場合	新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額 (一般生命保険料又は個人年金保険料それぞれ上限28,000円)																																																						
	一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計適用限度額……………	70,000円																																																						
地震保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の地震保険料を支払った場合 ○証明書が必要																																																							
	1 地震保険料に関する保険料のみの場合	支払った保険料の1/2の額(最高限度額25,000円)																																																						
	2 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約の保険料(旧長期損害保険料)のみの場合	(支払った旧長期損害保険料) 5,000円以下…………… 支払った保険料の金額 5,001円～15,000円… 支払った保険料×1/2+2,500円 15,001円～…………… 一律10,000円																																																						
	3 地震保険料と旧長期損害保険料がある場合	1と2それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高限度額25,000円)																																																						
	4 一つの保険で地震保険料と旧長期損害保険料が備わっている保険に加入	1と2のどちらかの控除を選択																																																						
配偶者控除・配偶者特別控除	右表のとおり ※納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。																																																							
	(i)老人控除対象配偶者…昭和31年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶者の前年の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者本人の前年の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>58万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(i)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配偶者特別控除</td> <td>58万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>133万円超</td> <td></td> <td>適用なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の前年の合計所得金額	納税義務者本人の前年の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者(i)	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		133万円超		適用なし
	配偶者の前年の合計所得金額	納税義務者本人の前年の合計所得金額																																																						
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																				
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円																																																				
	老人控除対象配偶者(i)	38万円	26万円	13万円																																																				
配偶者特別控除	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																				
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																				
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																				
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																				
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																				
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																				
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																				
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																					
	133万円超		適用なし																																																					

所得控除の種類	所得控除の要件(内容)及び必要書類	控除額																					
扶養控除・特定親族特別控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円以下の扶養親族(配偶者及び事業専従者を除く)がある場合 ○扶養控除の該当者の中で同居していない扶養親族がいる人は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも氏名・住所・個人番号を記入してください。 ○扶養の判断日は令和7年12月31日です。	一般 … 33万円 [平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれの人(16歳以上19歳未満)及び昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの人(23歳以上70歳未満)] 特定 … 45万円 [平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの人(19歳以上23歳未満)] <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">特定親族特別控除</td> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>123万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族特別控除	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円		123万円超	適用なし
		特定親族の合計所得金額	控除額																				
	特定親族特別控除	58万円超 95万円以下	45万円																				
95万円超 100万円以下		41万円																					
100万円超 105万円以下		31万円																					
105万円超 110万円以下		21万円																					
110万円超 115万円以下		11万円																					
115万円超 120万円以下		6万円																					
120万円超 123万円以下		3万円																					
	123万円超	適用なし																					
	老人 … 38万円 [昭和31年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)] 同居老親等(老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人) … 45万円																						
	16歳未満の扶養親族(控除対象外) ※上記の条件等は同じです。																						
基礎控除	右表のとおり	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基礎控除</td> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	基礎控除額	基礎控除	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし									
	合計所得金額	基礎控除額																					
基礎控除	2,400万円以下	43万円																					
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円																					
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円																					
	2,500万円超	適用なし																					
雑損控除	本人又は前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする配偶者やその他の親族が災害又は盗難などにより損害を受けた場合 ○領収書・り災証明書等が必要	次のいずれが多い金額 1 (損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×10%) 2 災害関連支出－5万円																					
医療費控除	※1又は2の選択適用となります。 1. 医療費控除 本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合(控除限度額200万円) ○医療費控除の明細書が必要 2. 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)一定の取組を行った上で本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合(控除限度額88,000円) ○一定の取組を行った証明書及びセルフメディケーション税制の明細書が必要	<table border="1"> <tr> <td>支払った医療費の総額</td> <td>－</td> <td>保険金等補てん額</td> <td>－</td> <td>「10万円」と「総所得金額等×5%」の少ない方の金額</td> </tr> <tr> <td>スイッチOTC医薬品購入費の総額</td> <td>－</td> <td>保険金等補てん額</td> <td>－</td> <td>12,000円</td> </tr> </table>	支払った医療費の総額	－	保険金等補てん額	－	「10万円」と「総所得金額等×5%」の少ない方の金額	スイッチOTC医薬品購入費の総額	－	保険金等補てん額	－	12,000円											
支払った医療費の総額	－	保険金等補てん額	－	「10万円」と「総所得金額等×5%」の少ない方の金額																			
スイッチOTC医薬品購入費の総額	－	保険金等補てん額	－	12,000円																			
寡婦控除	前年の合計所得金額が500万円以下で、かつ住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある人がいなく、以下の1又は2に該当する人 1 夫と死別し、又は離婚した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族を有する人 2 夫と死別した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人	26万円																					
ひとり親控除	現に婚姻をしていない人(未婚の場合も含む)、又は配偶者の生死が明らかでない人で以下の要件を全て満たす人 1 前年の総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者は除く)を有する 2 前年の合計所得金額が500万円以下 3 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人がいない	30万円																					
勤労学生控除	学生でかつ前年の合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合 ○学生である証明書が必要	26万円																					
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族(16歳未満の場合も含む)が障害者の場合 ※特別障害者…身体障害1・2級、知的障害A1・A2、精神障害1級の人等	普通障害者… 一人につき26万円 特別障害者… // 30万円 同居特別障害者… // 53万円(申告者と同居している特別障害者等)																					

住所・氏名

- 住所・氏名・フリガナ・個人番号・生年月日・電話番号・世帯主の氏名・続柄をすべて記入してください。
- 住所・氏名等の申告書の印刷内容に変更があれば線を引いて訂正してください。

所得金額 (申告書の「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に記入)

所得の種類	内容	備考	
事業	営業等	製造業・飲食業・サービス業・医師・外交員・作家等 申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」の欄に記入し、収支内訳書を添付してください。	
	農業	農産物の生産・家畜の飼育等	
不動産	地代・家賃等		
利子	預貯金の利子等	所得税が源泉徴収されたものは原則として申告は不要です。	
配当	株式の配当金等(出資配当)	詳細についてはお尋ねください。	
給与(収入は力所得は⑥)	俸給・給料・賃金・賞与など(パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入してください。	
	[給与所得の速算表]		
	給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	
	650,999円まで	0円	
651,000円～1,899,999円	A - 650,000円		
1,900,000円～3,599,999円	B:Aを「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。	B×2.8-80,000円	
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2-440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円		
8,500,000円以上	A - 1,950,000円		
公的年金	国民年金・厚生年金・共済年金など ※遺族年金・障害年金などは、非課税所得のため記入は不要です。		
	[公的年金等に係る雑所得の速算表]	小数点以下は切り捨て	
	受給者の年齢	公的年金等の収入額の合計額(a)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下
	65歳未満の人(昭和36年1月2日以後生まれ)	600,000円～1,299,999円 1,300,000円～4,099,999円	0円 a - 600,000円 a×0.75 - 275,000円
雑等(収入はキ所得は⑦)	65歳以上の人(昭和36年1月1日以前生まれ)	1,100,000円～3,299,999円 3,300,000円～4,099,999円	0円 a - 1,100,000円 a×0.75 - 275,000円
	年齢不問	4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～9,999,999円	a×0.85 - 685,000円 a×0.95 - 1,455,000円
	業務(収入はク所得は⑧)	原稿料・講演料・太陽光発電による売電収入等	申告書裏面の「8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に記入し証明書等を添付
その他(収入はカ所得は⑨)	個人年金保険・互助年金等上記以外のもの		
総合譲渡	車両・機械・営業権など、不動産、株式等以外の資産の譲渡 保有期間5年以内 … 短期 5年起 …… 長期	申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し証明書等を添付 ※特別控除は最高50万円	
一時	生命保険の一時金・満期返戻金等		

所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額から控除されます。

控除額
(給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)) - 10万円

税額から差し引かれる金額

控除項目	内容	備考
寄附金	都道府県・市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、長野県・諏訪市の条例で指定した団体等に対して支出した寄附金	寄附金の領収書を添付してください。

※ふるさと納税により、市・県民税から控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。(ただし、ワンストップ特例制度を受ける場合は、申告は不要です。)